

平成30年度

○センターの役割

妊産婦・乳幼児等へは、母子保健分野（母子保健法）と子育て支援分野（子ども子育て支援法・児童福祉法）の両面からの支援があり、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関により支援が分断されてしまうという課題がある。よって、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことである。

○支援プランの作成にあたって

穂波支所保健センター内で包括センターを設置し、支援の必要な妊婦や乳幼児（就学前）などに対して保健センターの保健師が本庁子育て支援課の家庭児童相談室の相談員と連携をとって支援プランの作成を行う。

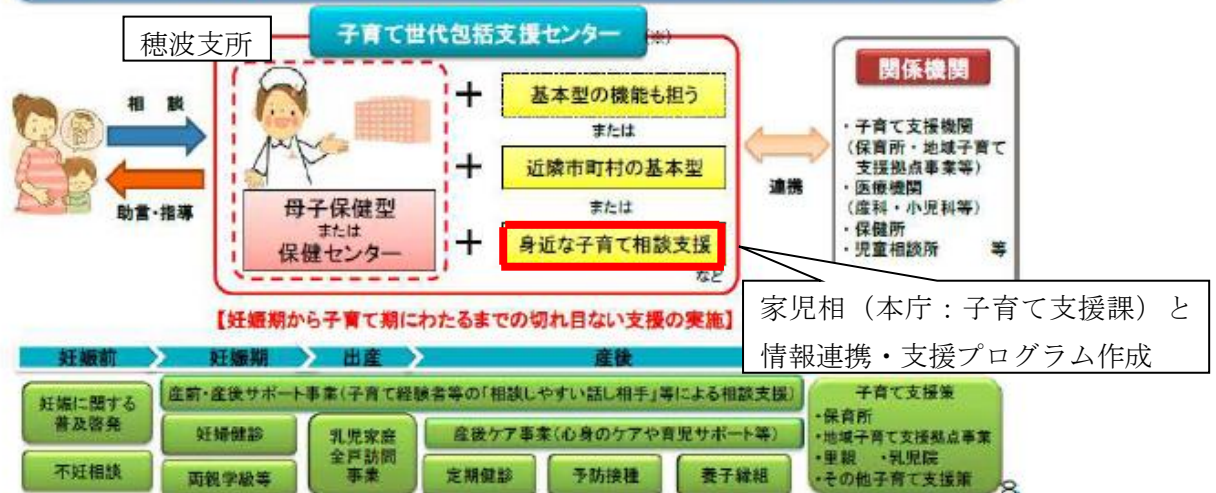
支援プランの作成にあたってはお互いの情報端末（健康カルテ）を活用しながら、保健師と相談員とで家庭訪問を行い母親と一緒にプランを作成する。

情報提供については保健センターの保健師が子育ての情報を説明し、手続きが必要な部署へ連携する。

➤ 利用者支援事業（母子保健型）又は市町村保健センターを中心に実施

（事業イメージ） 同一市町村において、利用者支援事業（母子保健型）のみ実施。利用者支援事業（基本型）の機能は、「母子保健コーディネーター自身が担う」「隣接市町村の利用者支援事業（基本型）のコーディネーターと緊密に連携して実施する」「その他の敷居の低い相談支援で対応する」などにより対応する方法。*利用者支援事業（母子保健型）の実施の代わりに、市町村が設置した保健センターの保健師がコーディネーターとなることも考えられる。

（実施例） 名張市（利用者支援事業（母子保健型）を中心に、サテライトや住民組織の担う子育て支援と連携し実施）など



(根拠法令)

○健康増進法 第八条第2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勧案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○食育基本法 第十八条

市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

飯塚市健康づくり・食育推進計画策定スケジュール

年度	平成29年度				平成30年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
健康づくり推進協議会					市民委員公募(4/1号)団体推薦委員調整		①委員決定 委嘱会議 (策定方針・調査票の検討)				②アンケート調査の報告・計画骨子案	③素案への助言		④(パプコメをふまえた助言	⑤原案の確定	
健康増進計画推進委員会ワーキンググループ (医療保険課長 係長 高齢者支援課長 係長)							1回目 (素案・アンケートへの助言)				2回目 アンケート調査の報告・計画骨子案		3回目 (素案への助言)			4回目 (パプコメをふまえた助言・決定)
事務局	予算計上			市民委員公募の広報(4/1号)	ワーキンググループの選定・関連事業の調査・目標値決定・コンサルの選定	アンケート素案作成・市民委員の選定	アンケート対象の抽出・アンケート実施の広報(7/1号)				アンケート結果の素案への反映	アンケート結果の素案への反映	パプコメ実施		校正等	議会に上程 ホームページに公開
コンサル					入札により業者決定	アンケート案・素案の作成	議事録	アンケート調査の実施	アンケート調査の分析・報告書の提出・計画骨子案提出		議事録素案の修正	議事録素案の修正		議事録素案の修正	議事録原案の確定	印刷製本仕上げ

休日開庁（試行）実施について

- 1 実施場所 本庁1階フロア各課（会計課は除く）
- 2 実施日時 平成30年3月25日（日） 8:30～12:15
平成30年4月7日（土） 8:30～12:15

3 取扱業務及び取扱件数

担当課	取扱業務	取扱件数
市民課	1 住民異動に伴う転入、転出、転居の届出手続	3月25日 80件
	2 住民票の写し、戸籍謄抄本・附票の写し、税証明等交付	
	3 マイナンバー（通知）カードの券面記載事項の変更手続	
	4 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付	4月7日 73件
	5 学校給食費納付書再発行・収納	
	6 上下水道料金等納付書再発行・収納、口座振替、利用開始中止届出手続	
医療保険課	1 国民健康保険、後期高齢者医療等に関する手続	3月25日 3件
	2 子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度障がい者医療等に関する手続	4月7日 7件
	3 後期高齢者医療保険料の収納	
税務課	1 市税、国民健康保険税の収納	3月25日 1件
	2 納税相談	4月7日 0件
	3 口座振替手続	
子育て支援課	1 公私立保育所等の入退所、保育料収納に関する手続	3月25日 3件
	2 児童手当に関する手続	4月7日 0件
	3 児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する手続	
高齢介護課	1 住民異動に伴う介護保険の認定者の手続	3月25日 0件
	2 要介護認定申請等の手続（代行申請を除く）	4月7日 0件
社会・障がい者福祉課	1 障がい福祉サービス、障がい児通所サービス、地域生活支援事業、各種障がい者手帳、手当、自立支援医療等申請受付業務の一部手続	3月25日 1件 4月7日 3件
まちづくり推進課	1 自治会加入促進キャンペーン等	3月25日 6件
		4月7日 5件

第2期飯塚市保健事業実施計画（データヘルス計画）について

(1) 目的：国民健康保険被保険者の健康保持増進、疾病の早期発見及び重症化予防を積極的に推進するため、特定健診結果やレセプトなどのデータを活用しながら、一人ひとりの健康状態に応じた保健事業を実施するために策定するもの。

(2) 計画期間：2018～2023年度

(3) 第1期計画の評価と課題

第1期計画の評価として、健診受診率は約50%（28年度）と対象者の半数が健診を受診していない。また、新規受診者の有所見割合は高く（図1）、未受診者に要する医療費は高い（図2）。

図1 新規受診者と継続受診者の有所見割合

医療機関受診勧奨対象者			全体		継続受診者 (過去5年間で1回以上受診がある者)		新規受診者 (過去5年間受診がない者)			
受診者数（対象者数 19,444人 受診率49.9%）			9,705人	100.0%	8,402人	86.6%	1,303人	13.4%		
項目		基準値	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
身体の大きさ		BMI	25以上	2,357人	24.3%	1,989人	23.7%	368人	28.2%	
		腹囲	男性85以上 女性90以上	3,414人	35.2%	2,911人	34.6%	503人	38.6%	
血管が傷む 動脈硬化の 危険因子	内臓脂肪	中性脂肪	300以上	2,434人	25.1%	2,052人	24.4%	382人	29.3%	
	インスリン 抵抗性	血糖	HbA1c (NGSP値)	6.5以上	1,189人	12.5%	1,023人	12.3%	166人	13.6%
	血管を傷つ ける	血圧	拡張期	100以上	210人	2.2%	162人	1.9%	48人	3.7%
その他の動脈硬化危険因子		LDLコレステロール	160以上	1,200人	12.4%	1,006人	12.0%	194人	14.9%	
腎機能		尿酸	8.0以上	259人	2.7%	225人	2.7%	34人	2.8%	

出典：KDBシステム

図2 特定健診の受診有無と医療費

	0	10,000	20,000	30,000	40,000	(円)
健診受診者の 生活習慣病治療費						9,494円
健診未受診者の 生活習慣病治療費						31,629円

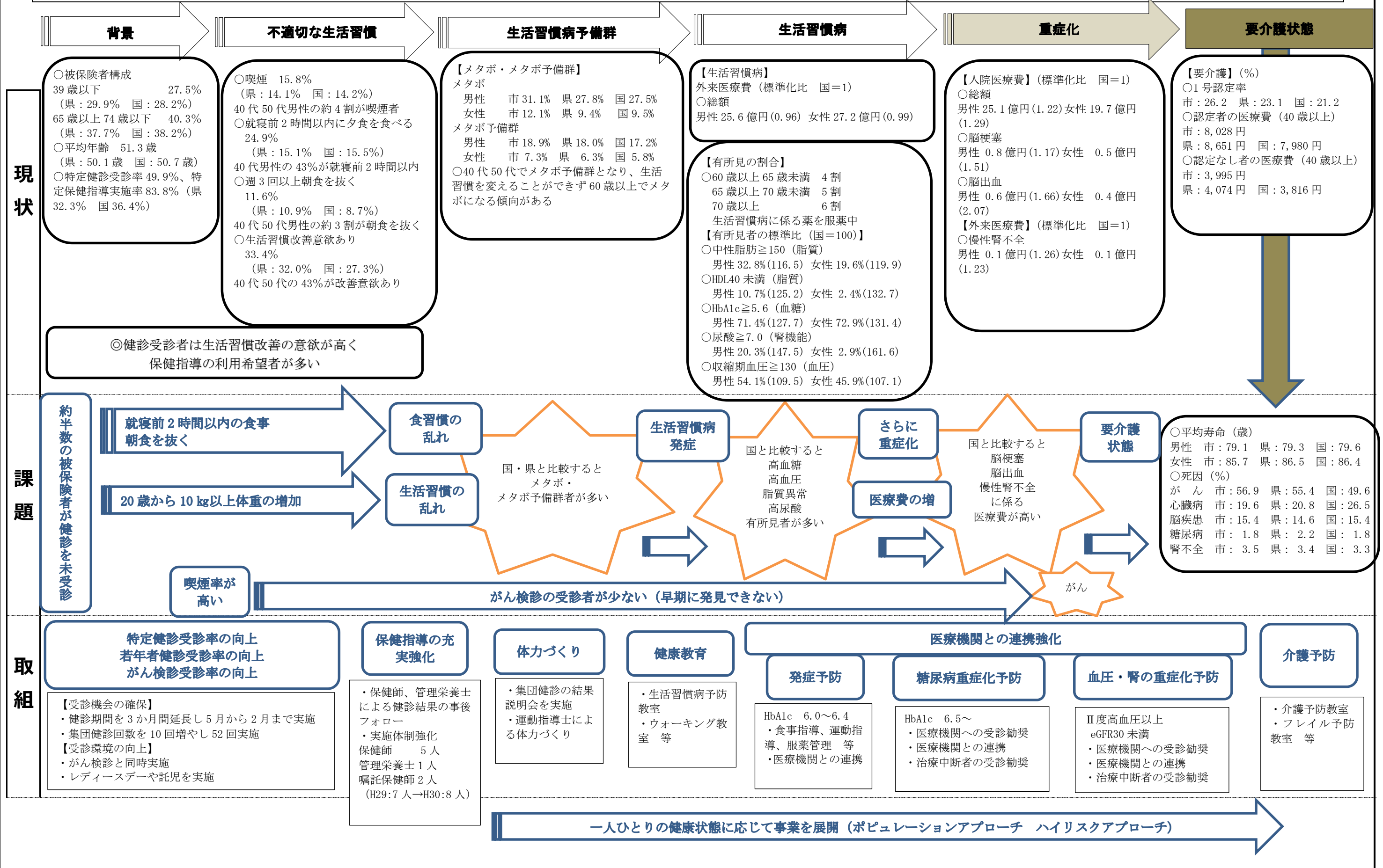
出典：KDBシステム

(4) 第2期計画の目標と主な事業

目標	指標	事業
健（検）診受診率の向上	特定健診受診率60%以上	未受診者対策
保健指導の充実強化	特定保健指導実施率70%以上	特定保健指導
医療機関との連携強化	重症化予防対象者の医療機関受診率	糖尿病重症化予防

飯塚市第2期データヘルス計画の概要

計画期間：2018～2023年度 6年間 計画目標：①健（検）診の受診率向上 ②保健指導の充実強化 ③医療機関との連携強化



協働環境委員会資料

平成 30 年 4 月 24 日提出

白旗山メガソーラー開発について

【一条工務店所有地の所有権】

飯塚市幸袋 779 番 1 外 371,042.9 m²

○ H29.9.8 (株) 光南溶工に売買により所有権移転

○ H29.12.15 (株) 瀬戸内興建への所有権移転請求権仮登記

※ 株式会社 瀬戸内興建

岡山県玉野市築港五丁目 7 番 3 号

【悠悠ホーム所有地の所有権】

飯塚市幸袋 747 番 6 外 114,762 m²

○ H30.3.9 合同会社 ノーバル・テクノロジーに売買により所有権移転

※ 合同会社 ノーバル・テクノロジー

茨城県つくば市島名 4372 番地

協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
1 統合の方式	1 統合の方式	1 統合の方式	既存の一部事務組合をともに解散し、新たな一部事務組合を設立	1
2 組合を組織する団体	1 組合を組織する団体	1 組合を組織する団体	飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町	2
3 組合の共同処理する事務	1 組合の共同処理する事務	1 組合の共同処理する事務		3
4 統合の期日	1 統合の期日	1 統合の期日	平成31年4月1日	4
5 組合の名称	1 組合の名称	1 組合の名称		5
6 組合の事務所の位置	1 事務所の位置	1 事務所の位置		6
	2 支所等の設置	1 支所等の設置		7
7 組合経費	1 負担金	1 負担金		8
8 財産及び債務の取扱い	1 財産及び債務の取扱い	1 土地・建物		9
		2 有価証券等		10
		3 基金		11
		4 地方債		12
	2 施設	1 桂苑		13
		2 ごみ燃料化センター		14
		3 リサイクルセンター		15
		4 最終処分場		16
		5 穂波苑		17
		6 汚泥再生処理センター		18
		7 筑穂園		19
	3 備品等	1 備品等		20
	9 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い	
10 組合議員の定数及び任期の取扱い	1 定数	1 定数及び選任の方法		22
	2 任期	1 任期	関係市町の議会の議員の任期	23
	3 議会開催日(定例会)	1 議会開催日(定例会)	定例会は年2回とし、原則として開催月は11月及び2月	24
	4 委員会の設置	1 常任委員会		25
		2 議会運営委員会		26
	5 事務局の設置	1 事務局の設置	設置しない	27
6 議長及び副議長	1 議長及び副議長の選任		議長1人、副議長1人とし、組合議員のうちから互選	28
	2 議長及び副議長の任期		組合議員の任期	29

協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
10 組合議員の定数及び任期の取扱い	6 議長及び副議長	3 職務代理	議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行い、議長、副議長ともに事故があるときは、年長の組合議員が臨時に議長の職務を行う	30	
	7 報酬及び費用弁償	1 報酬		31	
		2 費用弁償		32	
		3 支給の方法		33	
	8 議決方法の特例	1 議決方法の特例		34	
	9 通知すべき議決事件	1 通知すべき議決事件		35	
11 特別職の身分の取扱い	1 組合長・副組合長	1 正副組合長選任の方法	組合長1人、副組合長3人とし、関係市町の長のうちから互選	36	
		2 任期	関係市町の長の任期	37	
		3 職務権限(職務代理)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合長は、組合を統轄し、組合の事務を管理執行する ・副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ組合長が定めた順序により、副組合長がその職務を代理する ・組合長、副組合長ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、事務局長がその職務を代理する 	38	
		4 報酬	組合長 年額 50,000円 副組合長 年額 40,000円	39	
		5 旅費	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	40	
		6 支給の方法	報酬は、毎年3月末までに支給	41	
		2 非常勤特別職の報酬等	1 報酬	日額 5,900円	42
		2 費用弁償	1回につき 800円	43	
	12 一般職の職員の身分の取扱い	1 職員の身分	1 職員の身分	新たな一部事務組合に引き継ぐ	44
		2 勤務時間等	1 勤務時間		45
2 育児休業等				46	
3 休暇		1 休暇		47	
4 服務		1 職員表彰	職員表彰制度を設ける	48	
		2 作業服の貸与	作業服の貸与制度を設ける	49	
5 職員の任用		1 職員の任用		50	
		2 採用試験		51	

協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
12 一般職の職員の身分の取扱い	6 職員定数	1 職員定数		52	
	7 職員の給与 (一般行政職員及び 単純労務職員)	1 給料			53
		2 手当			54
		3 初任給			55
		4 給料表			56
		5 級別職務分類等			57
		6 昇給の方法			58
		7 退職手当及び勸奨退職			59
	8 給料の調整	1 給料の調整			60
	9 旅費	1 旅費			61
	10 福利厚生及び健康管理	1 福利厚生及び健康管理	・職員厚生会制度を設ける ・福岡県市町村福祉協会に加入等		62
	11 その他の厚生事業	1 その他の厚生事業	職員給与に係る給与控除を実施		63
12 公務災害補償	1 公務災害補償	(一般職の職員) 地方公務員災害補償基金福岡県支部に加入 (組合議会議員等) 地方公務員災害補償法に準じた補償		64	
13 条例、規則等の取扱い	1 条例、規則等の取扱い	1 条例、規則等の取扱い	・飯塚市の例規を基本に見直し ・平成30年10月末を目途に例規案とりまとめ ・執行上空白期間の許されない例規については、統合の日に制定権者による専決処分	65	
14 事務組織及び機構の取扱い	1 組織体制	1 課等の設置		66	
		2 職の設置		67	
		3 専決事務		68	
	2 会計管理者	1 選任	・会計管理者を1人置く ・組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる		69
		2 組織	会計課等を設置		70
		3 指定金融機関の設定	福岡銀行		71
		3 監査委員	1 定数	2人	
		2 対象者	識見を有する者及び組合議員		73
		3 選任の方法	識見を有する者及び組合議員から各1人を選任		74
		4 任期	識見を有する者：4年 組合議員：組合議員の任期		75

協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
14 事務組織及び機構の取扱い	3 監査委員	5 報酬	識見を有する者、議会選出者ともに年額 24,000円	76	
		6 費用弁償	1回につき 800円	77	
		7 支給の方法	3月末までに支給	78	
		8 事務局の設置	監査事務局を設置	79	
	4 審議会等	1 情報公開制度及び審査会	情報公開制度及び審査会を設ける	80	
		2 個人情報保護制度及び審査会	個人情報保護制度及び審査会を設ける	81	
		3 行政不服審査会	行政不服審査会を設ける	82	
	15 使用料、手数料の取扱い	1 使用料	1 使用料		83
2 手数料		1 手数料		84	
16 その他の事業の取扱い	1 公告式	1 公告式		85	
	2 公印	1 公印		86	
	3 公平委員会	1 公平委員会		87	
	4 予算及び決算	1 予算及び決算		88	
	5 嘱託職員・臨時職員	1 賃金等			89
		2 有給休暇			90
3 勤務条件				91	